



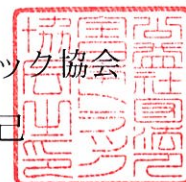
全ト協発第 329 号(環)

令和 4 年 9 月 30 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本 克己



**新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送における
貨物自動車運送事業者のレンタカー使用の取扱いについて**

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送に関し、今般、国土交通省自動車局貨物課長より、別添のとおり通達が発出されましたので、貴協会傘下会員事業者への周知方、よろしく願い申し上げます。

なお、本通達は、令和 4 年 2 月 21 日付国土交通省自動車局貨物課長通達により、令和 3 年 4 月 19 日から令和 4 年 9 月 30 日までの間に限り、貨物自動車運送事業者が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送にレンタカー（道路運送法施行規則第 52 条の規定により貸渡人を自動車の使用者として貸渡しの許可を受けた自家用自動車をいう。以下同じ。）を使用することが認められているところ、その対象期間を、令和 3 年 4 月 19 日から「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和 3 年 2 月 16 日付厚生労働省発健 0216 第 1 号）により、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示された期間の終期までに限り延長する内容であることを申し添えます。

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019